

第124号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



目次

1. 給与からの天引きについて
2. 心の病で労災認定、3年連続最多 12年度 475人
3. ケラメイコス ～ 初期伊万里の盃
4. フィリピン人労働者を支援する会への加入案内
5. 本の紹介 日本のエスニック・ビジネス他
6. 今月の言葉

給与からの天引きについて

違法な給与天引き新日本を書類送検 大阪労働局

派遣労働者に一部前払いした給与が未回収になった場合、社員の給与から違法に差し引いたなどとして、大阪労働局は22日、人材派遣会社「新日本」(大阪市北区)を労働基準法違反(賃金の違法控除、割増賃金不払いなど)などの疑いで大阪地検に書類送検した。

発表では、同社は2012年1月～13年1月、社員5人の給与から、16回、計約35万円を違法に差し引いた疑い。同社では、派遣労働者が給与の前払い分を受け取ったまま連絡が取れなくなった場合などに、管理担当の社員の給与から引く仕組みを設けていたという。

社長(65)についても労働基準法違反の疑いで書類送検した。(読売新聞 H25.5.23)

賃金が現金で支給されていたころには、賃金袋の中に賃金支給明細書が入れてありました。銀行振り込みになってからは、賃金支給日に賃金明細書だけ渡されているはずですが。私自身、若いころは賃金支給明細書を見ることもなく捨ててしまっていたのですが、労働問題に関係するようになると、労働契約書、賃金支給明細書と稼働時間を記録したものがあつかい確認します。この三つがなければどのように賃金が計算されたのか分かりません。特に稼働時間の記録がなければ未払い賃金があるのかどうかの把握が難しくなります。幾ら賃金を貰ったかについての関心はあっても、これら3つのことに関心のある人は少ないと思いますし、ましてや賃金の仕組みについて理解している人はごく少数ではないでしょうか。この新聞記事を見ると割増賃金要するに残業代の未払と賃金からの違法な控除が問題となっており、その責任を追及されたのは会社と社長であることが分かります。この辺りのことを中心として賃金に関係する法律をみていきます。

【賃金支払いの5原則】

労働基準法は第3章第24条～第28条で賃金に関することを定めています。このうち第24条で賃金の支払いに関して次の5つの原則を定めています。①通貨で支払うこと、②直接労働者に支払うこと、③全額を支払うこと、④毎月1回以上支払うこと、⑤一定の定められた期日に支払うこと、の5つです。これを平たく言うと、会社の景気が悪いからと言って製品で支払うことはできず、原則家族に支払うこともだめで直接本人に支払わなければならないが、本人の承諾があれば本人の銀行口座への振込みは認められています。資金繰りを理由とした分割払いもダメ、月1回は支払う必要があります。年俸の場合であっても12分の1の支払いが必要となります。また支払う日は確定しておかなければいけません。要するに少なくとも1か月単位での生計が成り立つようにとの配慮といえます。そのためサラ金等で賃金の差し押さえ通知が来た場合であっても全額の差し押さえは出来ず、支給額に応じた一定の割合に限られています。

【賃金からの控除】

「全額を支払うこと」の例外として、源泉所得税や社会保険料のようにそれぞれの法律で賃金からの控除が定められているものと労使間で賃金から控除すると書面(労使協定)を交わしているものについては控除が認められています。ここの記事で問題となっている「給与から違法に差し引いた」とはこのことを指しています。法令以外のものとして賃金から控除する項目についての労使協定がなかったか、此处で問題となっている控除項目の記載がなかったということも指しています。この労使協定の無い会社は少なくないのではないのでしょうか。

ただ別の社員に対する前払い金が回収できないからと言って管理している社員に支払わせること自体問題があります。会社の規定として回収不能も予見できるのに前払いを認めているながら管理不十分として懲戒規定に基づいての懲戒としての引き去りも無理難題といえます。

【賃金支給明細書と賃金台帳】

賃金支給明細書は会社によって千差万別で、稼働時間や日数を始め事細かく記載されたものから市販の簡単な様式まであります。労働基準法には賃金支給明細書を交付するようにとの規定はないので渡さなくても構わないのですが、所得税法には所得税が計算できる資料を渡すようとの記載があるため、市販の簡単なものでも構わないこととなります。ただ労働基準法の第54条は賃金台帳への記載が義務付けられています。これに記載する内容として、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数、基本給や諸手当の額そして賃金から控除した額などの記載が義務付けられているためデータとしては記録しておく必要があることからこれらの内容を記載した賃金支給明細書が渡されるのが普通です。

【割増賃金】

これは残業代の話になります。ご存知のように法定労働時間(8時間/日)を超えた時間については25%の上乗せが、深夜時間帯(22時～5時)に労働した場合には25%の上乗せが、そして法定休日(週1回普通は日曜日)に労働した場合には35%を上乗せした賃金の支払が必要になります。深夜時間帯については残業には関係なくこの時間帯に働けば無条件でプラスされるものなので、アルバイトのチラシなどを見てもこの時間帯は時間単価がその分高くなっています。管理職であってもこの時間帯に働けば25%の割増賃金部分の支払いが必要となります。所定労働時間7時間の場合の残業を法律通りに考えると、法定労働時間8時間までの部分の残業代は1時間の基本単価となり、後の1時間分は「1時間の基本単価+(1時間の基本単価×0.25)」となります。ここで割増賃金不払いとされているのは25%の部分のことで当然賃金の不払いもあります。罰則を見ると割増賃金不払いは6か月の懲役又は30万円以下の罰金で賃金不払いは30万円以下の罰金となっています。

【会社と社長を送検=両罰規定】

この記事を見ると会社と社長がそれぞれ書類送検されたとあります。労働基準法第121条には「この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行なった代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑

を科する。」と規定されています。労働基準法は、実際に労働基準法に違反して命令を下した者と事業主の両者に対して罰則を科すように定めています。この会社は、株式会社として法的に人間同様に権利能力を与えられた組織=法人なので、事業主=法人と違反を行った使用者である社長を含めた役職員を検察庁に書類送検しています。傷害事件と同じで、警察が検察庁に書類送検し、検察庁が必要と認めれば裁判所に訴え、懲役ないし罰金を科すといった流れとなります。

心の病で労災認定、3年連続最多 12年度 475人

上司とのトラブルやセクハラ増える

日経新聞 2013/6/21 21:52

過労や職場のいじめでうつ病などの精神疾患にかかり、2012年度に労災認定された人は前年度から150人増えて475人となり、3年連続で過去最多を更新したことが21日、厚生労働省のまとめで分かった。上司とのトラブルやセクハラなど、職場の対人関係が原因で発症する事例が増加した。

労災認定を受けた人のうち自殺者（未遂を含む）も過去最多の93人。厚労省は「医療機関でうつ病と診断される人が増えたことに加え、労災申請ができるとの意識も浸透してきた」と説明。同省は11年12月から、業務による心理的負荷について具体例などを明示した労災認定の新基準を適用しており、「基準が分かりやすくなったことも要因」（職業病認定対策室）とみている。

労災申請した人は1257人。前年度から15人減ったものの、4年連続で1千人を超える高い水準となっている。

労災認定された475人のうち、発症の原因では「仕事内容・仕事量の変化」が59人で最も多く、「嫌がらせ、いじめ、暴行」（55人）、「悲惨な事故や災害の体験・目撃」（51人）と続いた。

「嫌がらせ、いじめ、暴行」は前年度と比べて15人増えたほか、「上司とのトラブル」が同19人増の35人、「セクハラを受けた」が同18人増の24人となり、職場での人間関係が影響した労災認定の増加が目立った。

認定者の業種別では、「製造業」が93人と最多で、次いで「卸売業、小売業」が66人。年代別では30代149人、40代146人の順だった。

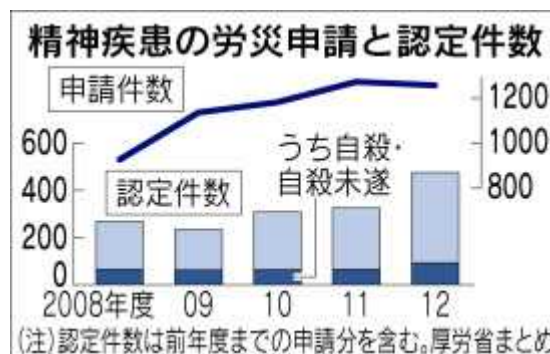
12年度に長時間労働で脳梗塞や心筋梗塞などを発症して労災認定されたのは前年度と比べて28人増の338人。このうち死亡者は同2人増の123人だった。

認定された人の1カ月の平均時間外労働は「80時間以上100時間未満」が116人で最も多かった。

申請者は同56人減の842人となり、3年ぶりに減少に転じた。

【参考】

心理的負荷による精神障害の認定基準について(基発12267第1号 平成23年12月26日)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/dl/120118a.pdf>



ケラメイコス

初期伊万里の盃

やきものが好きで集めている人はそれなりに自分の収集の対象があります。現代の陶芸作家を追い求めたり、作家にはこだわらず旅先でその土地のやきものを集めるような人もいれば、中国陶磁、朝鮮陶磁また日本の古伊万里など古いものを集める人達もいます。また蕎麦猪口や明治時代の印判手に特化した人もいます。やきもの好きにもそうでない人にも古伊万里と呼ばれるやきものは人気があります。私自身は現代陶磁器のぐい呑を中心としながらも古いぐい呑にも関心を持っていますが今一つ距離を置いてみています。それは古いものは高くて手が出ないとの思いと同時に本物かどうかについて判断が難しいからということもあります。そうは言いながら現代の陶芸の大半が昔の焼き物の再現といった面があるため両者を対比しながら眺めています。それぞれ時代背景との関係があるため比較すること自体無駄な話かもしれません。



初期伊万里の盃への関心は数十年前からありながら手に入れたいとの思いはあまり強いものではありませんでした。いいものを見る機会がなかったことでもあります。現代の作家への関心が強すぎたためだったといえます。西岡小十先生に頂いた古伊万里の小さなお皿の破片で満足していながらも初期伊万里の盃についての願望は頭の片隅にこびりついており、ヤフーのオークションでも初期伊万里はチェック項目の一つでしたが、唐津や李朝の古いものへの比重が高いため眺めているだけでした。また最近は勾玉に関心が向いてきていますが、どうしたわけか今回は強く関心を惹かれて手に入れることになりました。理由は金継でしっかり直してあったからというのが正解かもしれません。どうしたわけか完品よりも金継で確りなおされたものの方に心が魅かれてしまいます。初期伊万里の定番である蘭の絵が一面ではほぼ完璧に残っていますが、反対側は直しが入っています。両面とも欄の絵に直しが入っていたら手を出さなかったはずですが、この部分の陶片だけでも欲しくなるほど傷が無く、また盃としての形もよかったから欲しくなったといえます。あと一点は見込みが比較的きれいであったことも大きな理由でした。

写真でも呉須の色合いは濃くありませんが、実際はもう少し淡い色合いをしており、はかなさというか健気さというか優しさを感じられお酒が楽しめます。



フィリピン人労働者を支援する会への加入案内

- 会費：正会員 1口 1,000円(実習生500円)、維持会員 1口 10,000円
寄付：金額自由
銀行口座：広島銀行本店 普通預金 3805299
フィリピン人労働者を支援する会 会長 小松公寛
事務局：小松社会保険労務士事務所内
〒734-0045 広島市南区西本浦町14-11-511
携帯電話：090-7590-0215

本の紹介

日本のエスニック・ビジネス	樋口直人 編	世界思想社	2,800 円
もっと知ろう!! 私たちの隣人	加藤剛 編	世界思想社	2,300 円
池袋チャイナタウン	山下清海著	洋泉社	1400 円

私たちの周りには、定住している人達、留学生やツーリストを含めて外国人が沢山います。毎日すれ違わない日はないといっても過言ではありません。多文化共生の言葉はあちこちで耳にしますが、いざこの言葉に面と向き合うとしたらどうすればいいのか分からないのが現実です。日ごろから外国人とそれなりの付き合いがあっても分かったようで何もわかっていないのではないのでしょうか。外国人との交流が広がるに従って様々な疑問が湧いてきます。一つの疑問として、中国人は中国料理店を、ネパール人はインド料理店を日本人に向けてそれなりの資金を投下した形での経営をしているが、フィリピン人となるとそうしたものは無く、同国人を対象とした食料品販売を兼ねた料理店とフィリピン人女性が連れてくる日本人を相手としたバー程度のいずれにしても資金力をあまり必要としない小規模な店しか何故ないのか。当然、歓楽街で働くフィリピン人々を対象にしているため明るい時間は開店していません。なぜ昼間日本人を対象として商売をしないのか不思議で仕方がありません。

ここに紹介した本は、大学で外国人社会を研究対象としている研究者がこれまでの研究を基にして報告しているものです。そうした面では堅苦しい所はありますが国籍別に日本社会の中でどのような生活をし、また独自の社会をつくりあげてきているかがよく分かります。「日本のエスニック・ビジネス」は「在日韓国・朝鮮人」、「ニューカマー中国人」、「ブラジル人」、「フィリピン人」、「ベトナム人」と「パキスタン人」のビジネスの展開の様子を報告しています。「もっと知ろう!! 私たちの隣人」はそれぞれの国籍の人たちと地場産業との関係や、来日経過とコミュニティづくりなどの実際を報告しています。「名古屋市中区のフィリピン・コミュニティの試み」、「新宿区大久保の20年」や「日本に住むムスリムのモスク設立運動」など非常に興味深いものがあります。「池袋チャイナタウン」は横浜や長崎の中華街とは違った池袋の新しい形のチャイナタウンについての報告で中国人のバイタリティーを感じさせられる気軽に読める本です。

言葉

本来念仏すれば、天に踊り地に踊りたくなくなるような喜びを感じるはずなのですが、われらはそれを一向に喜ばない。しかし、喜ばないから、かえってわれらの極楽往生は間違いないと思わなければならないのです。喜ぶべきことを喜ばないようにさせるのは煩惱のせいであり、しかるに仏さまは、初めからそのようなわれらの心にある煩惱をすっかりお見通しの上で、煩惱具足の凡夫とおっしゃって、この凡夫救済の願を立てられたわけであり、

歎異抄 全訳注 梅原猛 講談社学術文庫 P53

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会
〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511
携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039
e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成25年 7月 1日 発行